

## 日本専門医機構認定精神科専門医制度規則 精神科専門医認定に関する施行細則

### 第1章 本施行細則の趣旨

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本精神神経学会日本専門医機構認定精神科専門医制度規則（以下、規則）に基づき、精神科専門医（以下、専門医）の受験資格および試験についての細則を定める。

### 第2章 委員会

(担当委員会)

第2条 専門医認定試験（以下、試験）の実務、運営を担当し、試験に関する必要な業務は専門医試験委員会がおこなう。

### 第3章 専門医の認定

(受験資格要件)

第3条 受験資格要件は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国の医師免許証を有するもの
- (2) 5年以上の臨床経験を有し、うち3年以上の精神科臨床経験を有するもの。

ただし、3年以上の精神科臨床経験については、研修に関する施行細則に定める研修施設群において、専門研修指導医の指導のもとでの研修プログラムに沿った精神科臨床研修を3年以上おこなったこと。

(専門医の認定申請手続き)

第4条 専門医の認定申請をしようとするものは、所定の申請フォーマットにより専門医制度委員会に申請しなければならない。

(試験)

第5条 規則第8条に規定する試験は、次の通りとする。

- (1) 筆記試験
- (2) 症例報告審査および口答試問
- (3) その他試験の詳細は、本学会ホームページ及び精神神経学雑誌等で告示する。

(試験の申請費用)

第6条 試験の申請等に係る諸費用として、以下の金額を本学会に納入しなければならない。

- (1) 受験審査料50,000円（受験申請時に納入）

- (2) 認定審査料41,000円(うち日本専門医機構認定料11,000円)  
(認定証交付時に納入)

(受験資格の審査)

第7条 受験資格の審査については研修に関する施行細則に定める研修施設群の基幹施設および専門医研修委員会がおこなう。

#### 第4章 専門医認定試験の実施

(専門医認定試験の実施・告示)

第8条 試験は、原則として年1回おこなう。本学会は専門医認定申請の受付期間および試験実施日・会場を、試験実施日の6ヶ月前までに本学会ホームページ及び精神神経学雑誌等で告示する。

#### 第5章 面接委員

(面接委員の役割)

第9条 専門医試験委員会は、試験における症例報告ならびに口答試問の審査に当たる面接委員を置くことができる。

(面接委員の選任・委嘱)

第10条 前条に規定する面接委員は、精神科専門医資格を有するものより選任し、専門医制度委員会委員長が委嘱する。

#### 第6章 合否判定

(受験者の合否判定)

第11条 試験採点は実施委員および専門医試験委員会委員がおこない、専門医試験委員会で最終合否判定をおこない、日本専門医機構において承認を得る。

#### 第7章 補則

(施行細則の変更)

第12条 専門医認定に関する施行細則の変更は常任委員会の議決および理事会の承認を経なければならない。

(異議申し立て)

第13条 規則およびこの細則にもとづく各認定審査の結果に対して異議がある場合は、書面をもって専門医制度委員会委員長あてに申し立てをすることができる。

(虚偽の記載に対する罰則)

第14条 申請書等に虚偽の記載があったときは、申請を受理しない。

(既納の申請料、審査料の返却)

第15条 既に納入した各種申請料、審査料等の諸費用は返却しない。

- 2 ただし、受験申請料については、受験資格審査の結果、資格要件を満たしていないと認定され、受験するに至らなかった場合には、当該受験申請者に返却するものとする。なお、返却金の送金に係る費用は、申請者の負担とする。

## 附 則

第1条 精神科専門医認定に関する施行細則は平成27年9月23日から施行する。

この施行細則は令和3年1月16日から改定施行する。

この施行細則は令和4年7月16日から改定施行する。